

# 平成30年度 保険料所得割 料率について

## ■ 公示 第 362 号 ■

北海道薬剤師国民健康保険組合規約第18条第2項第一号に規定する平成30年度保険料所得割料率は次のとおり定める。

所得割料率 千分の 62

平成30年 9 月 1 日

北海道薬剤師国民健康保険組合

理事長 宮井裕之

- 一般組合員の保険料は、前年の総所得金額に応じて所得割料率を決定し、毎年10月に確定します。10月に確定した保険料と暫定保険料(4月～9月分)との差額は、10月以降の保険料で調整します。
- 総所得金額には、給与、事業所得のほか、配当、不動産、雑(年金等)所得等も含まれます。総所得金額の上限は809万円です。
- 組合員に雇用される一般従業員の保険料は、「月額基本給×10」を総所得金額とみなして算定します。
- 後期高齢者組合員世帯の保険料に所得割はありません。家族数に応じた一定額となります。